

【諮問第33号】

7 川 公 審 第 5 号

平成7年10月30日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会

会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成6年11月25日付け6川 第280号をもって諮問のありました「公文書閲覧等請求拒否処分に対する不服申立ての件」について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の閲覧請求に係る公文書は存在しないと認められるので、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）がなした拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨および経緯

- (1) 不服申立人は、平成6年10月31日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）9条の規定に基づき「元 部長の命を受けて市議会第 委員会にて、 の件について 課長に答弁をさせるための指示書」について閲覧請求をしたが、実施機関は平成6年11月7日付けでかかる文書は存在しないとして、同請求を拒否する処分をしたため、同年11月14日、条例14条1項の規定に基づき、その不存在を争って不服申立てを行った。〔当審査会諮問33号事件〕
- (2) 当審査会は、実施機関から同年12月21日付け理由説明書、不服申立人から平成7年1月23日付け意見書及び関係資料の提出を受け、さらに同年6月10日不服申立人から口頭による意見を聞き、同年9月9日実施機関から事情聴取を行った。

3 審査会の判断

- (1) 不服申立人は川崎市議会に対し、平成 年 月 日付けで「 に関する陳情」を行い、同陳情は陳情第 号として平成 年 月 日川崎市議会第 委員会において審議され、当時の 局 部 課長が説明員として答弁を行った。
- (2) 実施機関は上記答弁について、議会事務局より説明員出席の要請を受け、当時の 局長が 課長に出席を指示し、答弁内容については 課長が直接関係者から事情聴取を行い、その結果に基づいて答弁を行ったものであって、上司である 部長は 課長の答弁に関し何ら指示をしていないから、「指示書」を作成したことはなく、また、それ以外の答弁のために答弁書その他の文書を作成したこともないと主張する。
- (3) これに対し不服申立人は、川崎市 局 課の例を挙げ、同 課では市民からの陳情があった場合、部長の指揮のもとに課内で陳情内容を検討し、種々の調査を重ね、かつ、討議を経たのちに総合的な見地から答弁書を作成しており、このことは行政組織としては当然のことであって、 部においても同様に行われた筈である。また、 課長は上司である 部長の命を受け、許可を得ないと市議会の場で発言はできない筈である。したがって、請求文書が存在しないということはありません、と主張する。
- (4) 当審査会が実施機関に対して行った事情聴取及び第 委員会議事録に記載されている 課長の答弁内容を総合的に検討した結果によれば、 課長の答弁につき、 部長が具体的な指示を行ったものと認めるに足る事実は存在せず、また、上記指示を含め、 課において答弁のために調査した事項等を何らかの文書に記録したことをうかがわせる状況もまた認めることができない。
したがって、不服申立人が請求する文書は公文書として存在しないものと判断し、本件不服申立ては理由がない。